意見書案第８号

オンライン診療等の遠隔医療の法的位置づけを求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により内閣総理大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和７年６月５日　提出

牛久市議会議長　小松崎　　伸　殿

提出者　石　原　幸　雄
賛成者　諸　橋　太一郎

オンライン診療等の遠隔医療の法的位置づけを求める意見書（案）

周知の様に、我が国における診療行為は、医師と患者との対面診療が原則でありますが、近年、離島等における医師不足等が深刻な状況に鑑みて、対面によらないオンライン診療等の遠隔医療を許容する通達が２０１５年に厚生労働省から出されました。

一方、２０２０年、新型コロナウイルスが発症し、現在では５類に移行したものの、人との接触や対面による感染防止の一環として、病院等ではマスクの着用が必須であります。

ところで、人生１００年時代と言われる今日、市民の高齢化率が３０％を超える本市においても、身体機能の弱体化や運転免許証の返納等により、通院が容易でない高齢の患者が増加傾向にあること、また、インターネットやＳＮＳ等の情報媒体の急速な普及を踏まえると、オンライン診療等の遠隔医療を、現状の法解釈による通達ではなく、法的に位置づけることが急務であると判断いたします。

そこで、国においては、対面での診療に加えて、時代の要請であるオンライン診療等の遠隔医療の充実に向けて、医師法第２０条を早急に改正されるよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

牛　久　市　議　会